

一般財団法人坂文種報徳会留学生奨学金給付規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人坂文種報徳会（以下「本会」という。）が海外からの留学生に対して支給する奨学金（以下「奨学金」という。）の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(育英生の資格)

第2条 この規程により奨学金の給付を受ける者を育英留学生という。

2. 本会の育英留学生となる者は、海外から留学し、愛知県内の大学、大学院に進学又は在籍する者を対象とする。
3. 人物・学業ともに優れ、経済的な理由により学費の支弁が困難であると認められる者。

(奨学金の給付期間および給付額)

第3条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2. 給付額は、毎事業年度に定める事業計画書及び収支予算書に定める額とする。

第2章 育英留学生の採用および奨学金の給付

(募集要項)

第4条 本会の web サイトにおいて毎年公開し、応募等申請書類については、同サイトより、ダウンロードして使用する。

(提出書類)

第5条 奨学金の給付を希望する者は、次の各号に掲げる書類を、大学経由で本会指定の送信先メールアドレスに提出する。

- (1) 奨学金給付願書（写真付き）
- (2) 在 schools 長または大学学長の育英留学生推薦書
- (3) 在学証明書
- (4) 直近の成績証明書
- (5) 個人情報取り扱いに関する同意書

(育英留学生の採用)

第6条 育英留学生の採用は、本会選考委員会において第5条記載の書類選考を行い、面接を経て決定する。

2. 育英留学生を決定したときは、速やかにその旨を、在籍する大学経由で本人に通知するものとする。

(誓約書)

- 第7条 育英留学生として採用された者は、採用の通知を受けた日から14日以内に誓約書(留学生給付)を本会宛てに提出するものとする。

(奨学金給付の支給)

- 第8条 奨学金は、5月・7月・10月・1月の各末日までに育英留学生本人の名義の銀行口座に3ヵ月分の奨学金を送金する方法により給付するものとする。
2. 育英留学生の決定を受けた初年度については、決定を受けた年の7月に4～6月分の3ヵ月分も併せて奨学金を給付する。

(奨学金給付の停止)

- 第9条 育英留学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金給付の復活)

- 第10条 前条の規定により、奨学金の給付を停止された者がその事由が消滅して在学学長を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金給付の打ち切り)

- 第11条 育英留学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。
- (1) 奨学金の給付を辞退したとき
 - (2) 休学または長期にわたって欠席したとき
 - (3) 停学その他の処分を受けたとき
 - (4) 学業成績が不良になり卒業の見込がなくなったとき
 - (5) 退学したとき
 - (6) 「育英留学生の義務」に従わなかったとき
 - (7) 育英留学生として適当でない事実があったとき
2. 死亡した時並びに怪我等、疾病のために卒業の見込がなくなったときは、奨学金の給付を直ちに打ち切るものとする。

第3章 育英留学生の義務

(各種書類の提出)

第12条 育英留学生は、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 毎年4月末日までに「成績証明書」及び「在学証明書」「生活状況報告書」を提出する。
- (2) 卒業時に「卒業証明書」または「卒業証書の写し」を提出する。

(異動の届出)

第13条 育英留学生は、次の各号のいずれかに該当するときに至った場合には、直ちに本会に届出なければならない。

- (1) 転学または退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 休学または長期にわたって欠席するとき。
- (4) 復学したとき。
- (5) 留学するとき。
- (6) 本人の住所、氏名、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき。

(奨学金の辞退)

第14条 育英留学生は、いつでも本会に奨学金の辞退を申出ることができる。

第4章 育英留学生の指導

(育英生の指導)

第15条 本会は、育英留学生の学業成績および生活環境の向上を図る為必要に応じ指導を行うことがある。

第6章 補 則

(規程の変更)

第16条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。